

高知縣市町村総合事務組合審査会設置条例

平成17年2月1日条例第26号

(設置)

第1条 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第22号）第32条の規定に基づく審査、高知縣市町村総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例（平成17年条例第24号）第7条の規定に基づく審査又は高知縣市町村総合事務組合特別ほう賞金支給条例（平成17年条例第25号）第6条に規定する審査をおこなうため、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 組合の議会の議員 2人
- (2) 構成団体の消防団長 2人
- (3) 学識経験を有する者 2人

2 前項の委員は、管理者が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が前条第1項の資格要件を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長)

第4条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、管理者が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会にはかって定める。

附 則

1 この条例は平成17年2月1日から施行する。

2 平成17年1月31日以前に発生した公務災害に係る異議申立の審査については、なお従前の高知県消防補償等組合公務災害補償審査会条例（昭和32年条例第4号）の例による。